

2025年JAF国内競技車両規則・第2編ラリー車両規定

(下線部：変更箇所)

2025年規定	2024年規定
<p>第1章 一般規定</p>	<p>第1章 一般規定</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>
<p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p>	<p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p>
<p>3.1) (略)</p>	<p>3.1) (略)</p>
<p>3.2) 公認書</p>	<p>3.2) 公認書</p>
<p><u>JAFおよび/あるいはFIAによって公認されたすべての車両の仕様または諸元は、公認書とよばれる書類に記載される。公認書には、そのモデルの識別を可能とするための諸元が記入される。公認記載項目、記入要領ならびに公認申請要領は「FIA車両公認規則」に示される。</u></p>	<p>FIAによって公認されたすべての車両の詳細は、公認書とよばれる書類に記載される。公認書には、そのモデルの識別を可能とするための諸元が記入される。公認記載項目、記入要領ならびに公認申請要領は「FIA車両公認規則」に示される。</p>
<p>競技車両の型式は打刻によって証明される。オーガナイザーは車両の検査時に公認書の提示を要求することができる。<u>参加者が提示を行わなかったときは、オーガナイザーは出場拒否することができる。</u></p>	<p>競技車両の型式は打刻によって証明される。オーガナイザーは車両検査時に公認書の提示を要求することができる。</p>
<p>当該車両を車両公認書と照合のうえ検査した結果、<u>疑問のある場合、車両検査員はその銘柄の車の販売店のために発行された整備解説書、またはあらゆるスペアパーツが記載してあるカタログと照合するものとする。</u></p>	<p>当該車両を車両公認書と照合した結果、<u>何らかの疑義が生じた場合、車両検査員はそのモデルの整備解説書を参照するか、またはラインオフ状態の同一モデルと比較して検査を行うものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3.3)～3.4) (略)</p>	<p>3.3)～3.4) (略)</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>第5条 車両の改造</p>	<p>第5条 車両の改造</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.1)～5.5) (略)</p>	<p>5.1)～5.5) (略)</p>
<p>5.6) ラリー車両規定における“自由”な部品</p>	<p>5.1)～5.5) (略)</p>
<p><u>“自由”とは、当初の部品をその機能を含んで取り外せること。もしくは新しい部品と交換できることを指す。ただし、新しい部品は、当初の部品と比較して追加の機能を有してはならない。</u></p>	<p></p>

第6条 (略)

第7条 気筒容積(総排気量)別クラス区分

- 7.1) 気筒容積別クラスについては、任意に設定することができる。
- 7.2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなす。
- 7.3) レシプロピストンエンジンとロータリーエンジン(NSU-WANKELの特許による方式のもの)との等価方式・等価容積は、燃焼室の最大容積と最小容積の差の1.8倍とする。

第8条～第9条 (略)

第2章 安全規定

第1条～第2条 (略)

第3条 安全ベルト

(略)

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

① (略)

②追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト(3点式等)の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。

自動車製造者が設置した「取り付け部(取り付けネジ部):Anchor」を使用せず新たに設置する場合は以下によること。

・車体に固定する場合は自動車製造者が設置した取り付け部を除き、脱着開閉する部位は不可。

③～⑤ (略)

肩部ストラップの取り付け:

肩部ストラップは、ループによって安全ケージあるいは補強バーに固定できる。

また、それを後部ベルトの上部取り付け点に固定、もしくは安全ケージのバックステー同士の上に溶接された横方向の補強材、または第253-18図、第253-26図、第253-27図、第253-28図、あるいは第253-30図に従う溶接された横断するパイプによる横方向の補強材に固定またはそれを抛り所としても良

第6条 (略)

第7条 気筒容積(総排気量)別クラス区分

- 7.1) 気筒容積別クラスについては、任意に設定することができる。
- 7.2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとみなす。

●2025年より、以下の通りとする。

7.2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなす。

7.3) レシプロピストンエンジンとロータリーエンジン(NSU-WANKELの特許による方式のもの)との等価方式・等価容積は、燃焼室の最大容積と最小容積の差の1.8倍とする。

第8条～第9条 (略)

第2章 安全規定

第1条～第2条 (略)

第3条 安全ベルト

(略)

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

① (略)

②追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト(3点式等)の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。

③～⑤ (略)

肩部ストラップの取り付け:

肩部ストラップは、ループによって安全ケージあるいは補強バーに固定できる。

また、それを後部ベルトの上部取り付け点に固定、もしくは安全ケージのバックステー同士の上に溶接された横方向の補強材、または第253-18図、第253-26図、第253-27図、第253-28図、あるいは第253-30図に従う横方向の補強材に固定またはそれを抛り所としても良い。

<p>い。 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 ロールケージ</p> <p>5.1) (略)</p> <p>5.2) R J車両は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。第1編レース車両規定第4章6.3.2.1.4)については適用せず、推奨とする。</p> <p><u>また、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.3.5) 防護のための被覆に従うこと。</u></p> <p>なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.1)のうち下記※については2025年より全車両に義務付けられる。</p> <p>(略)</p> <p>5.3) (略)</p> <p>5.4) R P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。</p> <p>5.4.1) 6点式+左右のドアバーを基本構造(第2-6図~第2-7図参照)とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000ccを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラット(第2-8図~第2-9図参照)を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。<u>なお、2020年以降に初度登録された車両のR F車両については、装着すること。</u></p> <p>なお、ラリー競技開催規定におけるスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。</p> <p>(略)</p> <p>5.4.2) ~5.4.5) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 ロールケージ</p> <p>5.1) (略)</p> <p>5.2) R J車両は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。第1編レース車両規定第4章6.3.2.1.4)については適用せず、推奨とする。</p> <p>なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.1)のうち下記※については2025年より全車両に義務付けられる。</p> <p>(略)</p> <p>5.3) (略)</p> <p>5.4) R P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。</p> <p>5.4.1) 6点式+左右のドアバーを基本構造(第2-6図~第2-7図参照)とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000ccを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラット(第2-8図~第2-9図参照)を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。</p> <p>なお、ラリー競技開催規定におけるスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。</p> <p>(略)</p> <p>5.4.2) ~5.4.5) (略)</p>
---	---

第6条～第8条 (略)

第9条 耐電手袋

AE車両について、その車両の高電圧回路が発生する電圧に対応した耐電手袋を搭載することを強く推奨する。

第6条～第8条 (略)

第3章 RRN車両用改造規定

第1条～第5条 (略)

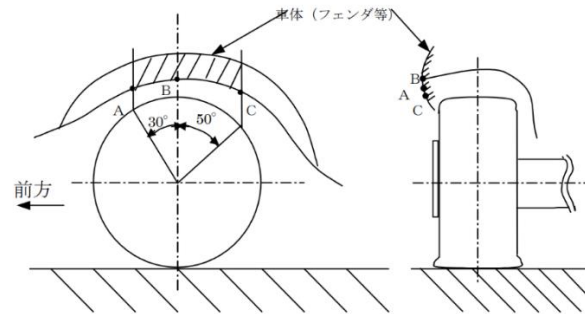
第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) (略)

6.2) タイヤ
(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第3-1図参照)



第3-1図

④～⑧ (略)

6.3) (略)

第7条 制動装置

7.1) 主ブレーキ

7.1.1) ～7.1.6) (略)

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁

第3章 RRN車両用改造規定

第1条～第5条 (略)

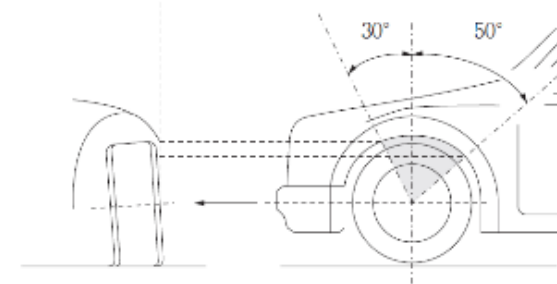
第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) (略)

6.2) タイヤ
(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第3-1図参照)



第3-1図

④～⑧ (略)

6.3) (略)

第7条 制動装置

7.1) 主ブレーキ

7.1.1) ～7.1.6) (略)

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。
キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。
チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7.2) (略)

第8条～第12条 (略)

● 2025年より、以下の通りとする。

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355mm/最小厚さ31mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mm/最小厚さ28mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7.2) (略)

第8条～第12条 (略)

第4章 RJ車両用改造規定

第1条～第3条 (略)

第4条 駆動系統

4.1)～4.4) (略)

4.5) シフトレバー

シフトレバー、シフトパターンおよびシフトノブの変更は許される。

4.6)～4.7) (略)

第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①～③ (略)

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに

第4章 RJ車両用改造規定

第1条～第3条 (略)

第4条 駆動系統

4.1)～4.4) (略)

4.5) シフトレバー

シフトレバーおよびシフトノブの変更は許される。

4.6)～4.7) (略)

第5条 (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①～③ (略)

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

設定される部品を除く)

(略)

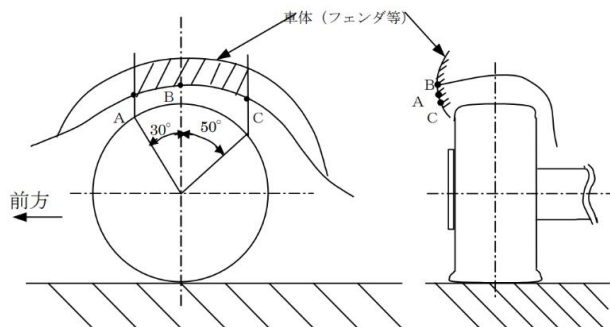
⑤～⑦ (略)

6.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第4-1図参照)



第4-1図

④～⑧ (略)

6.3) (略)

第7条 制動装置

7.1) 主ブレーキ

7.1.1) ～7.1.6) (略)

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。
キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

(略)

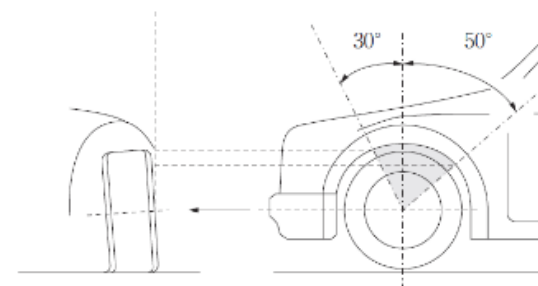
⑤～⑦ (略)

6.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第4-1図参照)



第4-1図

④～⑧ (略)

6.3) (略)

第7条 制動装置

7.1) 主ブレーキ

7.1.1) ～7.1.6) (略)

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7.2) ハンドブレーキ

レバーの改造は許されるが、当初の機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。油圧式ハンドブレーキの追加取り付けも認められる。

第8条（略）

第9条 車体

9.1) 外観

9.1.1) ~ 9.1.6) (略)

9.1.7) ルーフベンチレーター（サンルーフ）は、以下の条件で装着することが出来る。

①ルーフの開口部は（最低0.5mm厚の金属板、あるいは最低1mm厚のCFRP、もしくは最低2mm厚のその他の堅固な不燃性の素材で）覆われていること。

②第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」の1に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同細則「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。

9.2) ~ 9.5) (略)

第10条~第12条（略）

第5章 RPN車両用改造規定

第1条~第6条（略）

● 2025年より、以下の通りとする。

7.1.7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355mm/最小厚さ31mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mm/最小厚さ28mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7.2) ハンドブレーキ

レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。油圧式ハンドブレーキの追加取り付けも認められる。

第8条（略）

第9条 車体

9.1) 外観

9.1.1) ~ 9.1.6) (略)

9.2) ~ 9.5) (略)

第10条~第12条（略）

第5章 RPN車両用改造規定

第1条~第6条（略）

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①～③ (略)

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

(略)

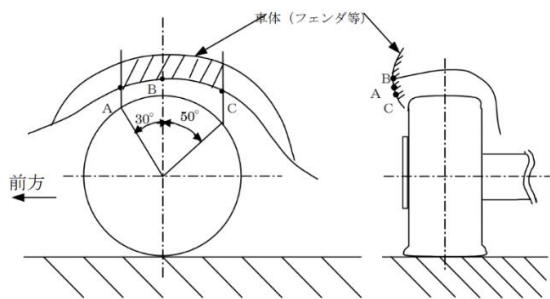
⑤～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-1図参照)



第5-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条～第9条 (略)

第6章 AE車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) (略)

7.2) タイヤ

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①～③ (略)

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

(略)

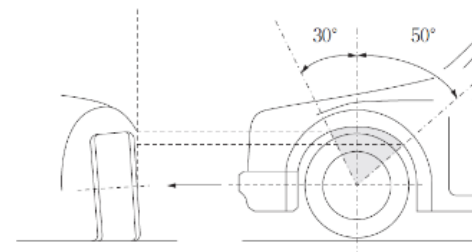
⑤～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-1図参照)



第5-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条～第9条 (略)

第6章 AE車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

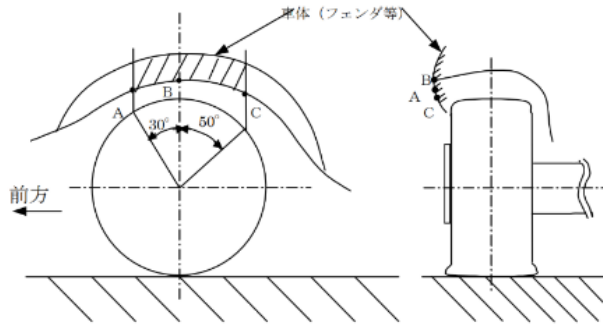
7.1) (略)

7.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第6-1図参照)



第6-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 (略)

第9条 電気系統

9.1) 灯火

9.1.1) 前照灯

走行用前照灯 (ハイビーム) は一般交通の用に供することを目的としている道路の走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。ただし、乗用車の外部突起に係る協定規則第26号に適合していること。

9.1.2) 前部霧灯 (フォグランプ)

(略)

第7章 RF車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

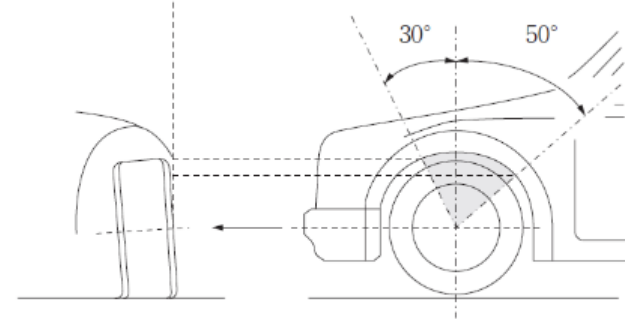
7.1) (略)

7.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第6-1図参照)



第6-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 (略)

第9条 電気系統

9.1) 灯火

9.1.1) 前部霧灯 (フォグランプ)

(略)

第7章 RF車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

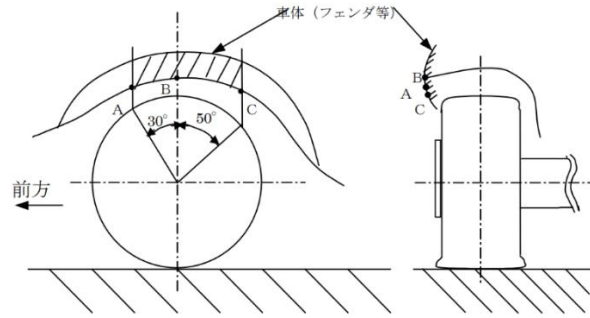
7.1) (略)

7.2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第7-1図参照)



第7-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 (略)

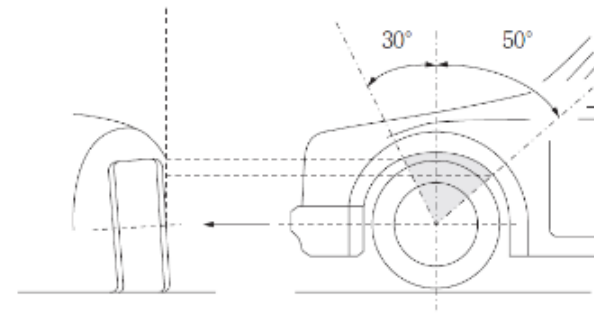
J A F全日本ラリー一選手権適用車両規定

(略)

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第7-1図参照)



第7-1図

④～⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 (略)

J A F全日本ラリー一選手権適用車両規定

(略)